

見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和8年10月9日

分任支出負担行為担当官
東北管区警察局青森県情報通信部長
新山 和範

記

1 契約の内容

- (1) 契約件名 物品運送業務
- (2) 契約内容 青森県情報通信部の指定する運送先へ物品の運送を行うもの
詳細については、業務指示書のとおり
- (3) 集荷場所 〒030-0801 青森市新町2丁目3番1号 青森県警察本部
- (4) 運送期限 令和8年11月20日（金）

2 業務指示書の交付

見積書の提出を希望する者は、事前に下記6へ問合せを行い、業務指示書を受領すること。

3 見積書の提出

- (1) 提出期限
令和8年10月23日（金）17時まで
※見積書の提出は、持参、郵送、FAX又は電子メールを問わず、期限必着とし、郵送する場合は封筒の表に「物品運送業務の見積書在中」と明記すること。
- (2) 提出場所
〒030-0801 青森県青森市新町二丁目3番1号
東北管区警察局青森県情報通信部 通信庶務課 経理係 宛
- (3) 見積金額
ア 見積金額は、「物品運送業務」を一式とし、契約履行までに要する一切の諸経費を含めた金額を見積もること。
なお、最低価格を提示した者から、別途、見積内訳書の提出を求めるものとする。
イ 見積金額は、消費税を加えた額を記載し、消費税相当額に1円未満の端数がある場合は切り捨てること。
- (4) 見積書記載事項
宛名は「分任支出負担行為担当官 東北管区警察局青森県情報通信部長」とし、支払条件には「適法な請求書を受領した日から30日以内」と記載すること。
なお、押印を省略する場合は、見積書に担当者氏名及び担当者連絡先を明記すること。

4 契約書等作成の要否

否

5 支払条件

運送先全ての物品受領確認後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、官署支出官 東北管区警察局総務監察・広域調整部長が届出の日本銀行指定金融機関へ振込払を行う。

6 問い合わせ先

東北管区警察局青森県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話 017-723-4211（青森県警察本部代表）